

令和6・7年度

輪島市小規模工事等契約希望者登録の申請をされる方へ

1 小規模工事等契約希望者登録制度について

- この制度は、輪島市財務規則に基づく資格審査（いわゆる入札参加有資格者登録）を受けていない方で、市が発注する小規模な工事、修繕等の「少額で内容が軽易な契約」を希望する市内業者を登録し、受注機会拡大を図り、市内経済の活性化に寄与することを目的としています。
- 小規模な建設工事や修繕等で、その内容が軽易かつ履行の確保が容易なもので、工事にあっては1件130万円以下、修繕等にあっては50万円以下のものです。
- 原則として複数の業者での見積合わせにより、最低価格を提示した方と契約することになります。また、見積合わせに指名されても、都合により辞退することもできます。ただし、必ず発注課まで連絡（電話可）してください。
- 施工は、輪島市財務規則、その他関係法令や規則に基づき、信義に従い誠実に履行しなければなりません。
- いわゆる丸投げ等の一括下請は禁止されていますので、必ず自ら施工できる範囲の業種（最大3業種）で登録してください。

2 登録できる方・できない方

【登録できる方】

輪島市内に主たる事業所を有する法人又は住所を有する個人の方で、建設業の許可の有無、経営組織、従業員数は問いません。

【登録できない方】

次の各号のいずれかに該当する方は登録できません。

- (1) 輪島市内に主たる事業所又は住所を有しない方
- (2) 契約を締結する能力を有しない方及び破産者で復権を得ていない方
- (3) 個人及び法人の役員等が、暴力団員又は暴力団関係者と認められる方
- (4) 輪島市財務規則に基づく入札参加資格者名簿に登録されている方
- (5) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない方
例：電気工事、管工事、消防施設工事
- (6) 市税を滞納している方

3 登録申請の方法

登録を希望する方は、登録申請書と次に掲げる書類を提出してください。

- (1) 市税の納税証明書（申請時点で3月以内のもの、写し可）
- (2) 技術者に関する経歴書・小規模工事等に関する経歴書
- (3) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

4 登録の受付

総務部監理課にて、令和6年2月1日から随時受付をします。

有効期間は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間になります。

5 名簿に登録されると

小規模工事等の業者選定の際に活用され、契約制度の透明性確保のため、閲覧等一般にも公開します。ただし、この名簿に登載されても業者選定や契約を約束するものではありません。

また、市税を滞納している期間は業者選定の対象外となることがあります。

6 登録事項の変更・廃止

登録事項に変更があったときや事業を廃止したときには、小規模工事等契約希望者登録事項変更届・廃止届を速やかに提出してください。

7 登録の取消し

登録名簿に登載されている方が、次のいずれかに該当した場合は、登録が取り消されますので、ご注意ください。

- (1) 2の【登録できない方】に該当するようになった場合
- (2) 倒産又は破産した場合
- (3) 契約に関して談合等の独占禁止法その他関係法令に違反する行為を行うなど不正又は不誠実な行為があった場合

8 契約について

契約金額が10万円を超える場合は、請書を作成し提出してください。

また、契約締結後（発注後）の辞退はできませんのでご注意ください。

現場の施工管理は、必ず代表者又は直接かつ恒常的に雇用されている代理人が行ってください。

9 請負代金の支払

施工完了後の検査に合格した後（手直しがあった場合はその完了後）、請求に基づき支払います。

支払は、正当な請求を受けた日から 30 日以内です。なお、前金払や部分払はありません。